

資料編

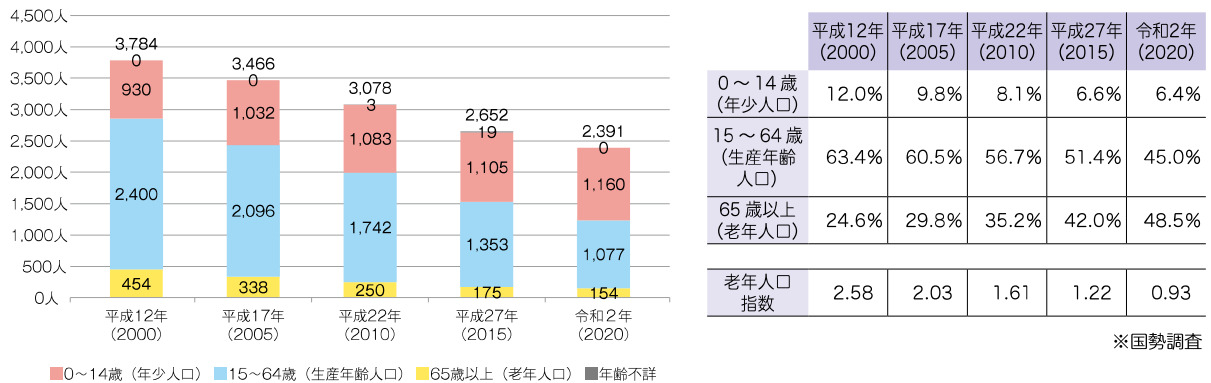
.....

1 基礎的データ

(1) 総人口

人口減少と少子高齢化が進行している。令和2（2020）年の老年人口指数は0.93となっており、ほぼ生産年齢人口1人で老年人口1人を支える人口構造となっている。

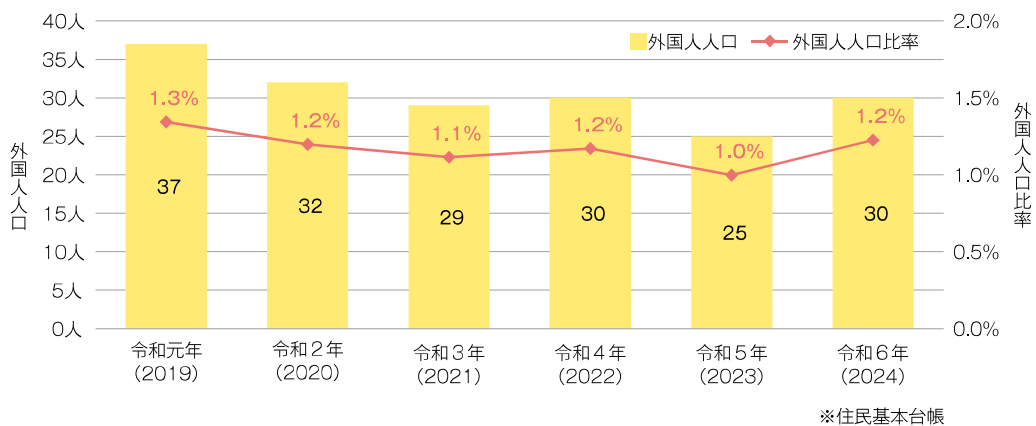
年齢3区分別人口の推移



(2) 外国人人口

外国人人口は増減しつつ、ほぼ横ばいで推移。総人口に占める割合としては1%程度となっている。

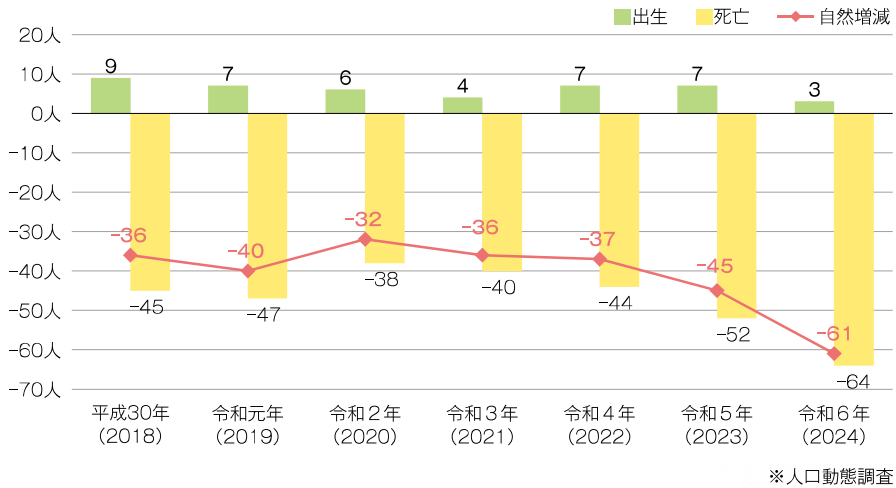
外国人人口とその比率の推移



(3) 自然動態（出生・死亡）

出生者数は増減しつつ推移している。死亡者数は令和2（2020）年以降増加傾向が続いており、それに伴い自然動態（出生者数－死亡者数）も減少傾向となっている。

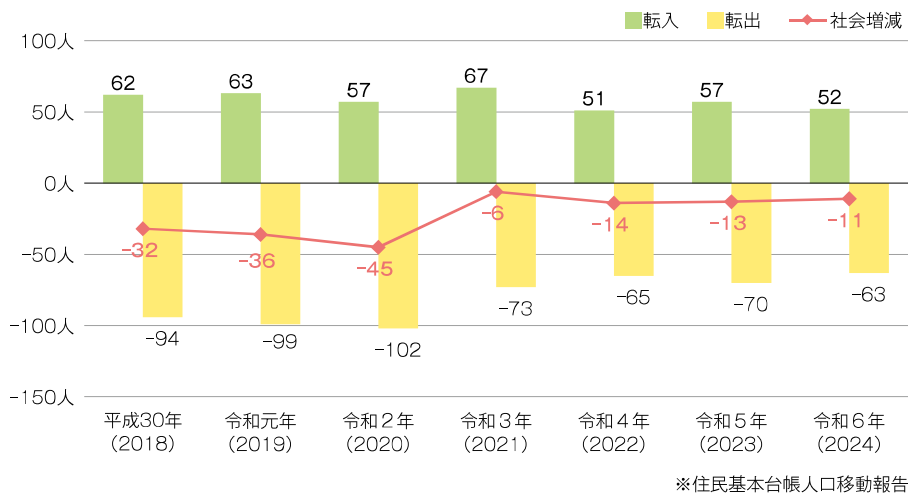
出生者数・死亡者数の推移



(4) 社会動態（転入・転出）

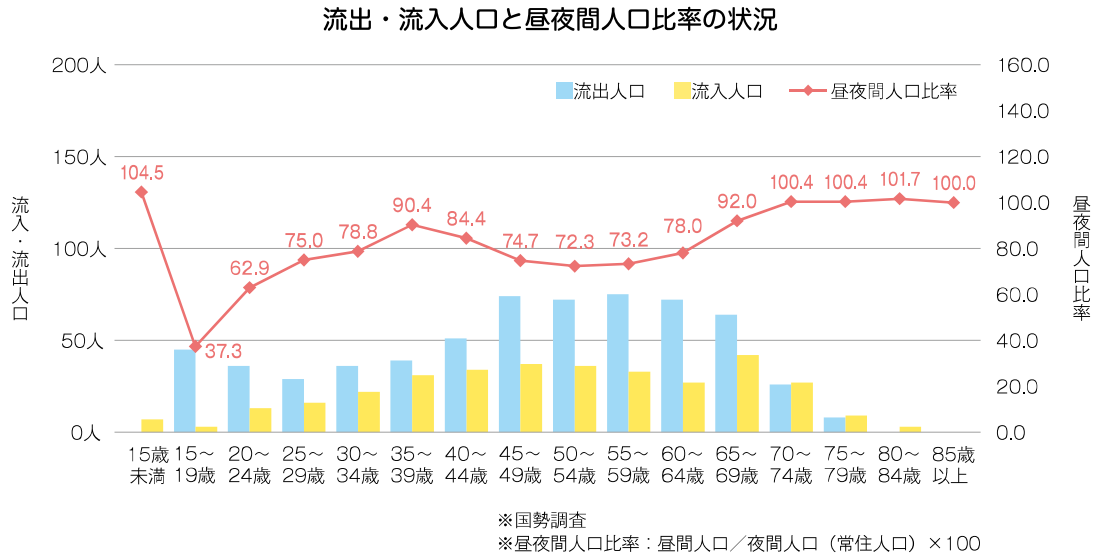
転入者数・転出者数は増減しつつ推移している。社会動態（転入者数－転出者数）は令和2（2020）年から令和3（2021）年にかけて改善し、その後－10人程度を維持している。

転入者数・転出者数の推移



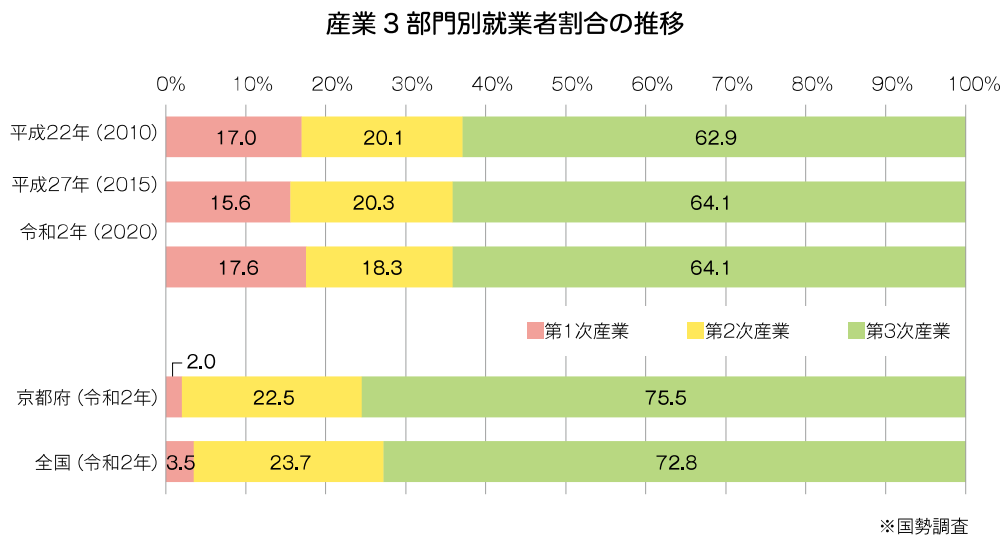
(5) 昼夜間人口比率

15～64歳の生産年齢人口における昼夜間人口比率は各年代で100を切っており、流出超過（流出＞流入）となっている。



(6) 産業

京都府や全国と比べ第1次産業の割合が高く、平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけて増加傾向となっている。



(7) 財政力指数

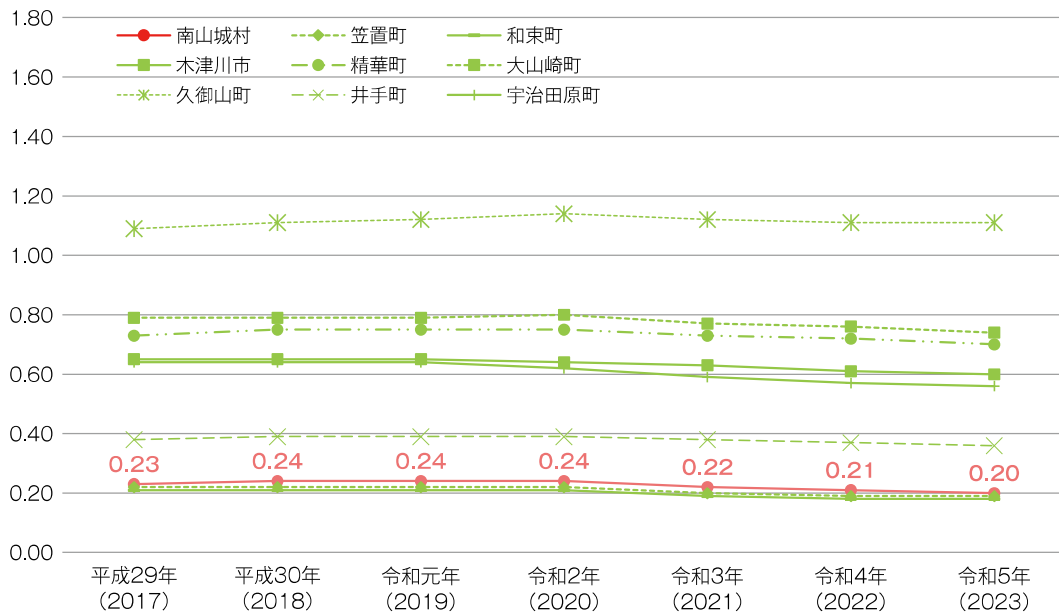
財政力指数（需要における収入の割合）は令和2（2020）年までは0.24で維持していたが、令和3（2021）年から減少傾向となっている。

財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数。①基準財政収入額を②基準財政需要額で割った数の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、財源に余裕があり、1を超えると普通交付税の不交付団体となる。

①基準財政収入額：総務省が決めた基準で、自治体の税収（収入）を見込んだもの。

②基準財政需要額：総務省が決めた基準で、自治体の事業に費やす費用を見込んだもの。

財政力指数の推移



※市町村決算カード

	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)
南山城村	0.23	0.24	0.24	0.24	0.22	0.21	0.20
笠置町	0.22	0.22	0.22	0.22	0.20	0.19	0.19
和束町	0.21	0.21	0.21	0.21	0.19	0.18	0.18
木津川市	0.65	0.65	0.65	0.64	0.63	0.61	0.60
精華町	0.73	0.75	0.75	0.75	0.73	0.72	0.70
大山崎町	0.79	0.79	0.79	0.80	0.77	0.76	0.74
久御山町	1.09	1.11	1.12	1.14	1.12	1.11	1.11
井手町	0.38	0.39	0.39	0.39	0.38	0.37	0.36
宇治田原町	0.64	0.64	0.64	0.62	0.59	0.57	0.56

2 意見聴取概要

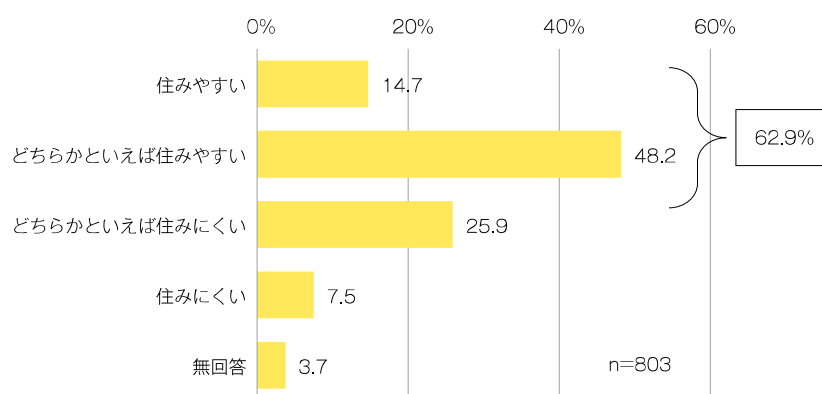
(1) 村民アンケートの実施概要と主な結果

調査対象者	配布・回収方法	配布・回収期間	配布・回収数
南山城村にお住まいの 15歳以上の方	郵送配布・郵送回収 調査票に二次元コードを 記載し、WEB併用	令和7(2025)年 2月上旬 ～2月28日	2,232票配布 803票回収 (36.0%)

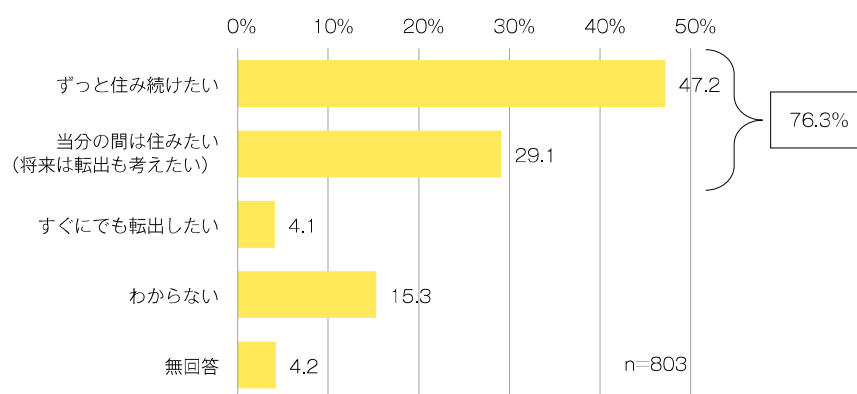
■ 幸福度

幸福度	6.57点	地域満足度	5.69点
(全国平均)	6.49点	(全国平均)	6.48点

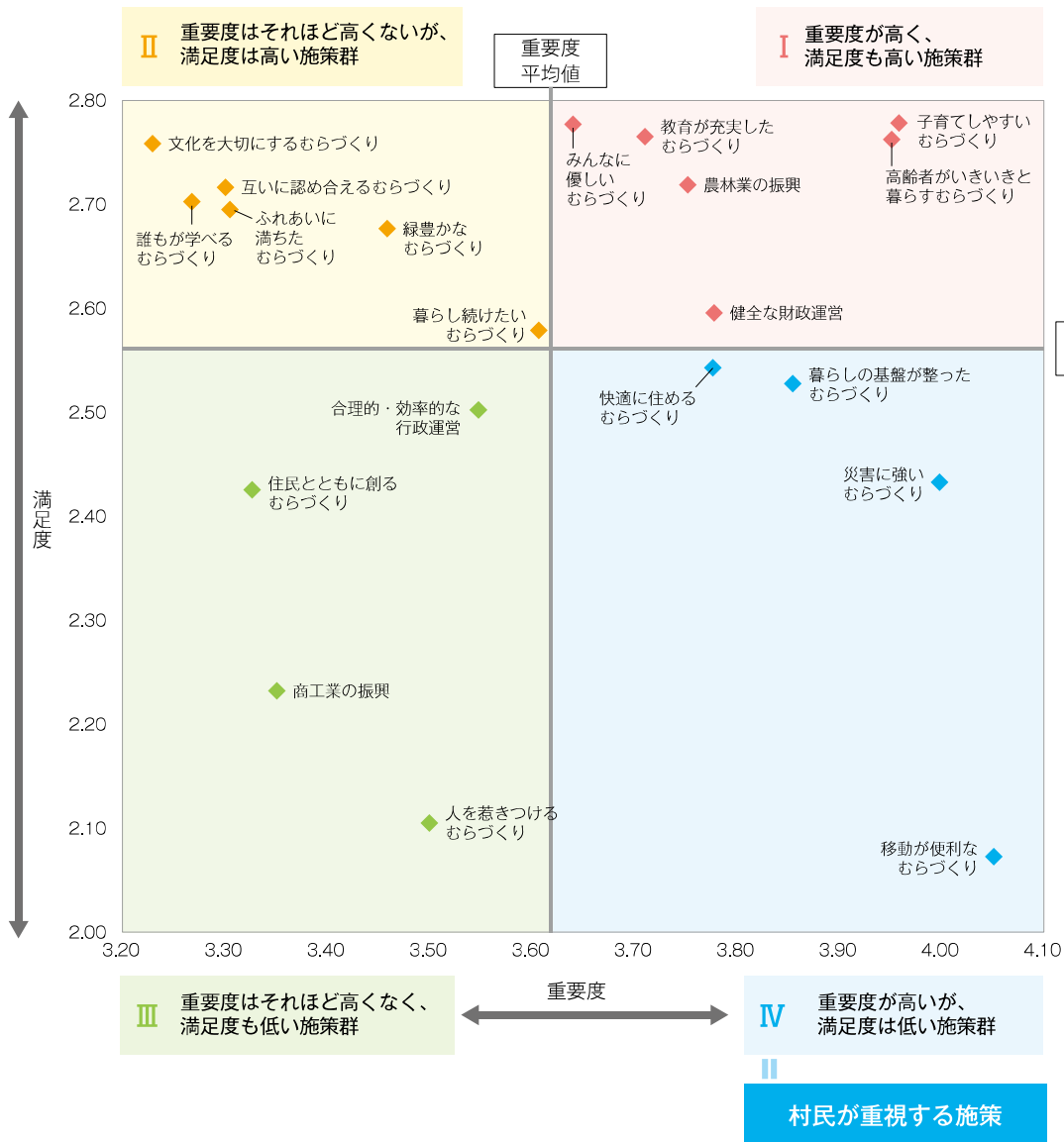
■ 住みやすさ



■ 定住意向



■ むらづくりの取り組みへの評価



● 策定にあたって

● 基本構想

● 基本計画

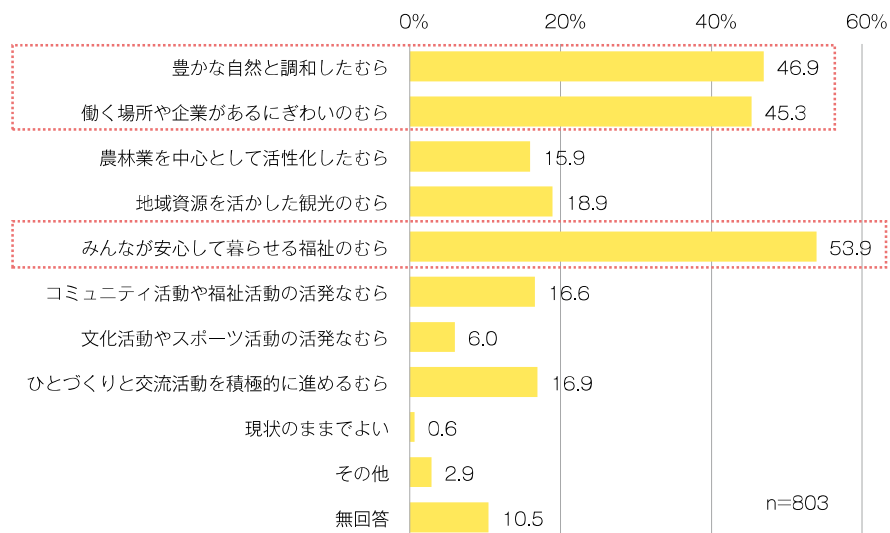
資料編

上記のデータは、加重平均値（重要なものに重みを加えて計算する平均値）です。
重要度・満足度ともに、「高い：5点」「普通：3点」「低い：1点」とし、それらの合計値を回答者数（無回答を除く）で割っています。

算出方法

$$\frac{\text{満足度}}{\text{重要度}} = \frac{(\text{高い} \times 5 \text{点} + \text{普通} \times 3 \text{点} + \text{低い} \times 1 \text{点})}{\text{無回答を除く回答者数}}$$

■ なってほしいむらの姿



	全体		年齢					
			10～30歳代		40～60歳代		70歳以上	
合計	803	100.0	62	100.0	300	100.0	435	100.0
豊かな自然と調和したむら	377	46.9	23	37.1	160	53.3	193	44.4
働く場所や企業があるにぎわいのむら	364	45.3	29	46.8	138	46.0	197	45.3
農林業を中心として活性化したむら	128	15.9	14	22.6	60	20.0	54	12.4
地域資源を活かした観光のむら	152	18.9	14	22.6	72	24.0	65	14.9
みんなが安心して暮らせる福祉のむら	433	53.9	18	29.0	158	52.7	256	58.9
コミュニティ活動や福祉活動の活発なむら	133	16.6	7	11.3	44	14.7	79	18.2
文化活動やスポーツ活動の活発なむら	48	6.0	5	8.1	15	5.0	28	6.4
ひとつづくりと交流活動を積極的に進めるむら	136	16.9	15	24.2	51	17.0	69	15.9
現状のままでよい	5	0.6	0	0.0	4	1.3	1	0.2
その他	23	2.9	8	12.9	9	3.0	6	1.4
無回答	84	10.5	6	9.7	17	5.7	58	13.3

(2) 小学生ワークショップ

参加者	実施日	実施場所
南山城小学校6年生 11名	令和7(2025)年9月18日	南山城小学校ランチ室

■ 将来の村に残したいもの

自然、食べ物、イベント、学校、道の駅

■ 将来の村に欲しいもの

スーパー、病院、店、信号、コンビニ、動物病院、大学、交通機関
森の中の遊び場

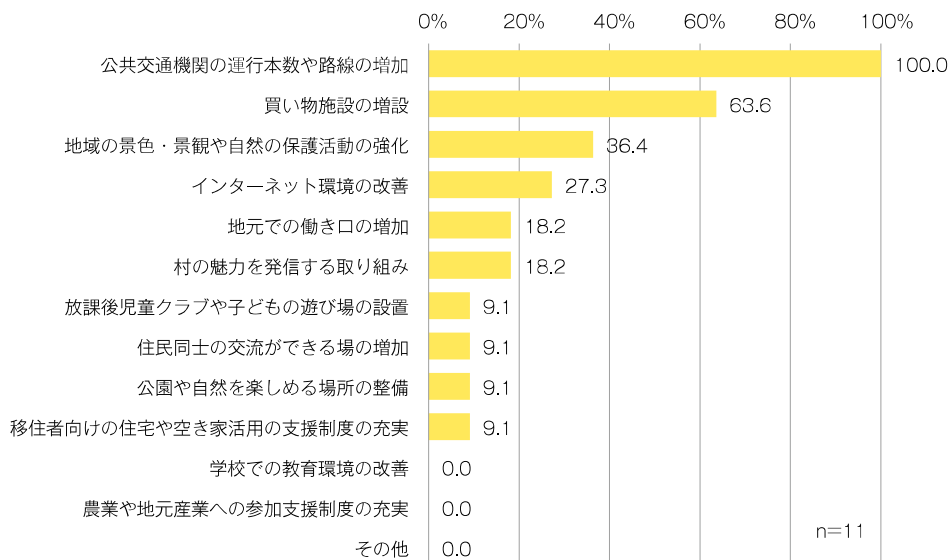
■ その他の意見

- スーパーやコンビニも欲しいけど、大規模な自然破壊をするようなことはやめてほしい。
- 空き家や跡地を使って、スーパーを誘致したら良いと思う。
- 自然環境を守りながら、公園を整備する「森の中の遊び場」をつくる。
- 電車が1本しかないので、交通が便利になったら良い。
- 学校(大学)を建てて、学ぶ環境をつくってほしい。
- 習い事ができる場所・公園をつくって、地域の人も使えるように。
- 村には豊かな自然がたくさんあって、優しく穏やかな人が多い。
- 小学校を残して、その魅力を広く発信することが重要。
- 学校施設を整備(プールや外壁の補修)して、長くつかえるようにしてほしい。

(3) 中学生アンケート（ワークショップに代わり実施）（令和7年度実施）

調査対象者	配布・回収方法	配布・回収期間	配布・回収数
相楽東部広域連合立 笠置中学校 3年生	学校にて実施 タブレットを用いて WEB 回答	令和7年（2025） 10月上旬 ～10月20日	16票配布 11票回収 (68.8%)

■ 将来の村に欲しいもの・変わってほしいこと



■ むらづくりへの関心度・参加意向

村の将来やむらづくりへの興味	「どちらかといえば興味あり」72.7%
むらづくりのための活動への参加意向	「内容によっては参加したい」81.8%

■ その他の意見

- 伝統行事の引き継ぎや地域の魅力のPR活動に参加・挑戦してみたい。
- イベントに参加して、南山城村の魅力を知ること、関心を持つことが大事だと思う。
- 交通網を整備してほしい。買い物に行きやすくしてほしい。
- 猫カフェがほしい。
- 自然を楽しめる施設や遊べる施設・場所を作る。
- 住むための支援が必要。
- 夢がたくさんある村だから、若い人たちが自信を持って、良い村だと思えるようなむらづくりをすることが重要。

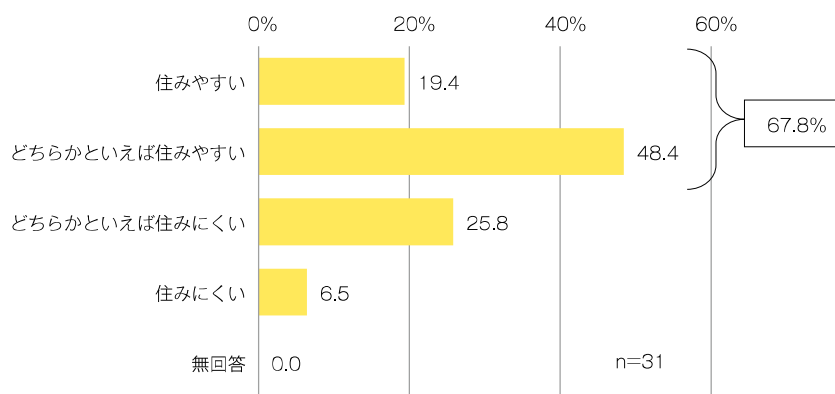
(4) 中学生アンケート（令和6年度実施）

調査対象者	配布・回収方法	配布・回収期間	配布・回収数
相楽東部広域連合立 笠置中学校 全生徒	学校にて実施 タブレットを用いて WEB 回答	令和7（2025）年 2月上旬 ～2月28日	31票回収 （笠置町在住を 含めると43票）

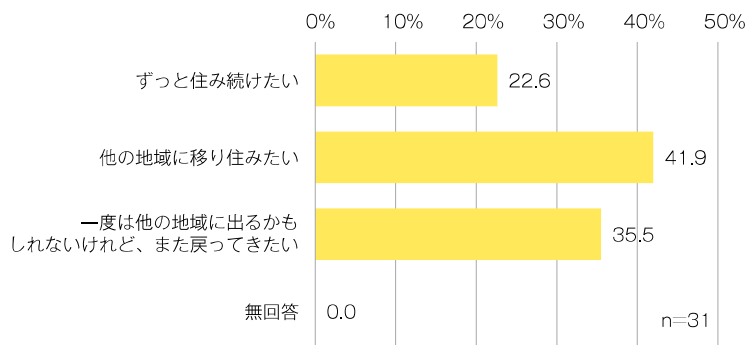
幸福度

幸福度	7.00点
-----	-------

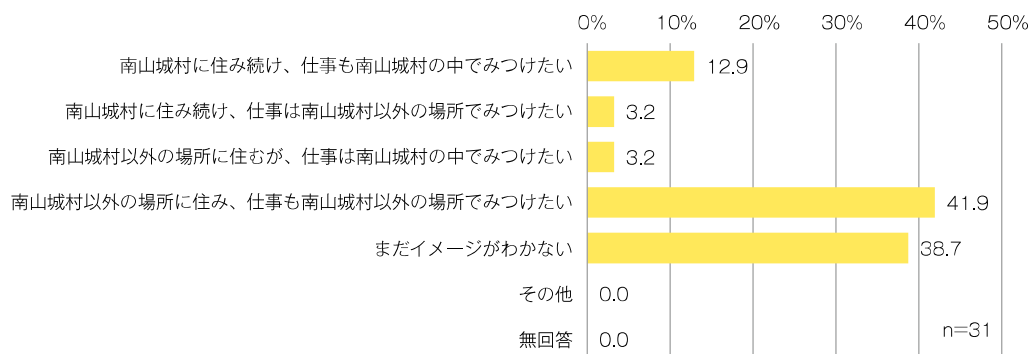
住みやすさ



定住意向



定住意向

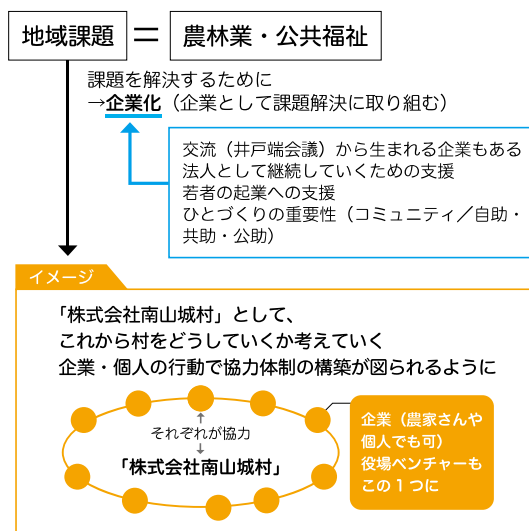


(5) 道の駅出荷者協議会ワークショップ

参加者	実施日	実施場所
道の駅出荷者協議会 7名	令和7(2025)年9月22日	道の駅 お茶の京都 みなみやましろ村

■ チームごとの意見

- 「自然と調和」や「農林業の活性化」を実現するためには、「働く場所や企業」が必要だったり、「ひとづくり・交流活動」が基本にないと難しい。
- 農林業や公共福祉に関する社会課題を解決するための企業を働く場所にする必要がある。村内で企業を作って、人づくり・コミュニティの形成を行っていく。
- それぞれが連携し、大きな枠組みの中で、井戸端会議から生まれるアイデアを形にできる企業として、個人の農家さんや事業所含め、みんなで大きくしていく。
- 地域課題を解決するための会社を作り、行政としても若手の企業支援をしてもらえれば明るい村になっていくだろう。



- 「獣害対策」が重要。取り組み名は「獣害対策で村をキレイに!? 若者も稼げる!? おどろきのむらづくり」。村民の安心と農家さんの安心が実現できたら良い。
- 狩猟者・狩猟へのインセンティブが上がれば、モチベーションにもつながる。
- 村内の空き家や雑草地に獣が寄ってきてしまう。獣害対策の1つである草刈りにも報酬があれば。有償でも刈ってほしい人はたくさんいる。
- 解体する施設があれば、狩猟した後の対応もできる。この施設の管理は、村の方(委託でも)でやってもらえたらと思う。
- 村で捕った肉を捌いて自分たちで食べることは、お肉への感謝等食育にもつながるので、小学生に体験してもらおうのも面白いと思う。

(6) 移住者ワークショップ

参加者	実施日	実施場所
移住者 5 名	令和 7 (2025) 年 10 月 9 日	南山城村役場

■ 村に移住してきた理由

- 家が気に入った・良い家があった。猫と暮らせる家があった。
- 職場に近かった、村に仕事があった。
- 直売所でなにかやりたいと思って。
- 友達がたくさんいるから。
- 子どもの頃に来たことがあった。
- 人通りがある。わりと便利（交通）。駅がある。
- 住む所は田舎だが生活には困らないし都会が近い。

■ 今後取り組んだ方が良くと思うこと

- 飲食店が欲しいので、食べ物屋さんの移住促進。働く場としても飲食店があると良い。
- 道の駅・直売所への出荷者が増えること。
- 村を存続するなら観光と一次産業！あと、移住者を増やすためには仕事が必要。
- 村を好きな人に来て、住んでほしい。おもしろい人の移住を促進。
- 村出身者が戻ってきてくれるようにする。大きな家をシェアハウスにするのも良いかも。
- 地元の若者と友達になる・知り合うこと。子どもが遊べる場所があると良い。
- 集まって映画会をやったり、ごはんを食べる日をつくる。
- 遊歩道・サイクリングロードの整備。道路沿いの木の剪定や森の整備。
- 獣害柵の設置。行政と連携して対応していけると良い。
- 環境保全。自然を壊さない。
- エコフレンドリーの村になってほしい。綺麗な村。ゴミの削減日本一の村。
- 道の駅が続きますように。老若男女が集える直売所であり続けること。
- JR が続くように、これ以上本数が減らないように。JR 存続のため観光客を増やすのも 1 案。
- 交通のウーバー導入。

(7) 茶業青年団ヒアリング

参加者	実施日	実施場所
茶業青年団 7名	令和7(2025)年9月18日	田山婦人の家

■ 茶業の状況・課題

- 「茶恋路21」と同様、土地を集約し、省力化を図れる仕組みを補助金を活用して導入できるのであれば理想的。安全で効率的な運営が可能となる。
- 自分が管理する茶園として運営したいという考えがある方も。
- 労働力の確保、生産量の維持が大きな課題。最低賃金の上昇が負担となり、労働力確保の障壁となっている。(手刈り作業には最低でも3～4名の人手が必要)
- 村内には労働者が居住できる場所が不足している。
- 若い世代の労働者がほとんどいない。農業の収入が安定しないから、やりがいはあっても、自分の子どもに農業を継がせたくないという声もある。

■ 農業の状況・課題

- 現在、多くの地域で水田の集約化が進んでいないため荒廃が目立つ。
- 水田を茶園に造成するのは、山林造成よりも低コストだが、排水対策が不可欠。
- 地球温暖化で田植えの時期が早まり、茶の収穫時期と重なることが課題。作業負担が増加し、対応の効率化が求められている。

■ その他の意見

- 移住希望者は賃貸を希望する人が多いが、賃貸物件には修理が必要なケースが目立つため、改善が必要。
- 家族に優しい環境整備が重要。特に子どもが習い事をできる場所が求められている。
- 童仙房では交通の不便さが問題となっている。
- 労働者を呼び込むためには、スーパーや飲食店等生活に必要な施設を整えることが必要。子ども向けの遊び場の整備により、地域の魅力を向上させ、リピーターを増やす取り組みが必要。
- 近隣にスーパーがなくても不便を感じないという意見もある一方で、若者が働ける場所を確保しなければ、若者離れが進む可能性がある。地域振興が求められる。
- 今後も何か困った際には手軽に相談できる役場であってほしい。

3 SDGs について

SDGs は、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された国際目標であり、「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現し、豊かで活力ある未来をつくるための目標を定めたものです。

本ビジョンにおける施策に取り組み、より良いむらづくりを進めることで SDGs の達成にも貢献することを目指しています。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1. 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2. 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12. つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4. 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>	 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>15. 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8. 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>		

1 南山城村総合計画審議会条例

昭和 54 年 12 月 12 日

条例第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、南山城村の住民の暮らしを高め、心豊かなふるさとをめざした総合的な村づくり計画を進めるため、村長の諮問機関として、南山城村総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、南山城村総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 3 条 審議会は、村長の諮問に応じ南山城村総合計画（基本構想、基本計画）に関する事項について調査及び審議を行い、村長に答申する。

(組織)

第 4 条 審議会は、委員 20 名以内で組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。
(1) 村議会の議員 5 名以内
(2) 学識経験を有する者並びに関係団体の代表者 15 名以内

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の内から互選する。
2 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。
3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。
4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、議員及び各種団体から委嘱した委員は、その職の任期にしたがう。
2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 7 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、村長の定める機関において所掌する。

(委任)

第 9 条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 南山城村総合計画審議会運営規則

昭和 55 年 5 月 8 日

規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、南山城村総合計画審議会条例（昭和 54 年南山城村条例第 27 号。以下「条例」という。）に基づき、南山城村総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(専門部会の設置)

第 2 条 この審議会に専門的事項を分掌するため、総務財政部会、農林建設部会、福祉教育部会（以下「部会」という。）を設置する。

(運営)

- 第 3 条 部会に部会長及び副部会長 1 名を置く。
- 2 部会長は、部会に属する委員（以下「部会員」という。）の互選により定める。
 - 3 部会長は部会の事務を掌理し、部会の審議経過について、会長に報告しなければならない。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - 5 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
 - 6 会長及び副会長は随時部会の会議に出席し意見を述べることができる。
 - 7 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

● 策定にあたって

● 基本構想

● 基本計画

資料編

③ 南山城村総合計画審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

氏名	団体等	備考
梅本 章一	南山城村議会	R8.2.26 ~ 会長
奥森 由治	南山城村議会	R7.6.16 ~ R8.2.25 会長
山村 幸裕	区長・自治会長会	副会長
鈴木かほる	南山城村議会	
石橋 常男	相楽東部広域連合教育委員会	
森本 健次	株式会社南山城	
北本 貴亮	京都やましる農業協同組合南山城村支店	
中窪 耕司	南山城村農業委員会	
柴垣 紀行	南山城村消防団	
福田 将人	南山城村青少年育成協議会	
葛巻 忠典	南山城村民生児童委員協議会	
森本 恵子	南山城村民生児童委員協議会	
奥田 詩織	南山城村社会福祉協議会	

4 南山城村総合戦略有識者会議開催要綱

(目的)

第 1 条 南山城村における地域創生の推進にあたり、広く有識者からの意見を聴取するため、「南山城村総合戦略有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第 2 条 有識者会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) まち・ひと・しごと創生法に定める「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定及び推進に関すること
- (2) その他目的達成のための必要な事項

(構成委員)

第 3 条 有識者会議の委員は、産業界関係者、行政機関関係者、教育機関関係者、金融機関関係者、労働団体関係者、報道機関関係者並びにその他村長が適当と認める者とし、村長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第 5 条 有識者会議の庶務は、企画政策課において処理する。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、企画政策課長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

5 南山城村総合戦略有識者会議 委員名簿

(敬称略・順不同)

氏名	団体等	備考
大久保徳巳	南山城村商工会	
大原 泰博	共栄製茶株式会社	
池松 達人	京都府総合政策環境部地域政策室	R8.2.1 ~
滋野 浩毅	京都産業大学	
高野 拓矢	京都銀行木津支店	
角野 宗久	京都田辺公共職業安定所木津出張所	R8.2.1 ~
小西 貴久	京都新聞社 京田辺・学研支局	

6 南山城村むらづくりビジョン策定協議会設置要綱

平成 12 年 7 月 1 日

要綱第 8 号

(名称)

第 1 条 この協議会の名称は、南山城村むらづくりビジョン策定協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第 2 条 協議会は、緑ゆたかな、すみよい村づくりをめざし、南山城村の将来像を計画・策定することを目的とする。

(組織)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる機関をもって組織し、村長が選任する。

(任務)

第 4 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 職員の研修、情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) むらづくりビジョンの実施に必要な調査、分析と啓蒙に関すること。
- (3) 基本構想の策定
- (4) 基本計画の策定
- (5) 実施計画の策定

(役員)

第 5 条 協議会に、会長 1 名、副会長 1 名をおく。

2 会長は、副村長とし、副会長は、企画政策課長とする。ただし、副村長が欠員の場合は、村長が選任する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、必要な都度会長が招集する。

2 会議は、会長が議長となり運営する。

(事務局)

第 7 条 協議会に、事務局をおき、企画政策課が担当する。

(その他)

第 8 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年要綱第 2 号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年要綱第 1 号）

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年要綱第 4 号）

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年要綱第 29 号）

公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年訓令第 4 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

● 策定にあたって

● 基本構想

● 基本計画

資料編

附 則（令和 6 年訓令第 18 号）
この要綱は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

別表

南山城村むらづくりビジョン策定協議会委員構成表

副村長
参事
企画政策課（事務局）
総務財政課
財産施設課
税住民福祉課
保健医療課
産業観光課
建設環境課
相楽東部広域連合教育委員会

7 南山城村むらづくりビジョン策定協議会委員名簿

氏名	所属等	備考
中嶋 孝浩	副村長	会長
杉本 浩子	総務財政課	
奥西 秀樹	財産施設課	
井上 浩樹	税住民福祉課	
土井 充	保健医療課	
徳田 直樹	産業観光課	
末廣 昇哉	建設環境課	
岸田 啓介	相楽東部広域連合教育委員会	
岸田 秀仁	企画政策課	副会長 事務局
橋本 昌貴	企画政策課	事務局
山際 純正	企画政策課	事務局

● 策定にあたって

● 基本構想

● 基本計画

資料編

8 諮問書・答申書

諮 問 書

7 南企第 91 号
令和 7 年 6 月 26 日

南山城村総合計画審議会会長 様

南山城村長 平 沼 和 彦

南山城村むらづくりビジョン（案）について（諮問）

南山城村総合計画審議会条例第 3 条の規定により、下記の事項について諮問します。

記

1. 諮問事項

南山城村むらづくりビジョン（案）について

2. 諮問趣旨

南山城村では、平成 24 年度策定の「南山城村第 4 次総合計画」と令和元年度策定の「第 2 期南山城村人口ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略」を統合した「南山城村むらづくりビジョン」を令和 5 年 3 月に策定したところですが、令和 7 年度に総合戦略の期間が満了を迎えることから、令和 8 年度以降における本村のむらづくりの基本となる新たな「南山城村むらづくりビジョン（案）」についてお諮りするものです。

答 申 書

南山城村長 平 沼 和 彦 様

令和 8 年 3 月 26 日

南山城村総合計画審議会
会長 梅 本 章 一

南山城村むらづくりビジョン（案）について（答申）

令和 7 年 6 月 26 日付け 7 南企第 91 号により諮問を受けた「南山城村むらづくりビジョン（案）」について、本審議会にて慎重な審議を重ねた結果、適切なものと認めますが、下記のとおり意見を付してここに答申します。

記

1. 本ビジョン及び南山城村の魅力を村内外の多くの人に知っていただき、理解が深まるように効果的な情報発信を行われたい。
2. 基本構想に掲げる将来人口の達成に向けて、「住み続けたい」「住んでみたい」「戻ってきたい」「関わってみたい」という想いを醸成し、村民がシビックプライドを胸に、住んで良かったと実感できるむらづくりに努められたい。
3. 本ビジョンの推進にあたり、「誇れる魅力 絆を育む 持続可能なむら みなみやましろ」の将来像を実現するため最善を尽くされたい。

● 策定にあたって

● 基本構想

● 基本計画

資料編

9 策定の経緯

令和6年度	
令和6年 12月23日	<ul style="list-style-type: none"> ■第1回 南山城村むらづくりビジョン策定協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・南山城村むらづくりビジョン策定業務の概要について ・村民アンケートについて
令和7年 2月	<ul style="list-style-type: none"> ■村民アンケート (対象：15歳以上の村民) ■中学生アンケート (対象：相楽東部広域連立笠置中学校全生徒)
3月21日	<ul style="list-style-type: none"> ■トップインタビュー
令和7年度	
令和7年 6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ■南山城村むらづくりビジョン策定 第1回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・「南山城村むらづくりビジョン」の策定について ・むらづくりアンケート結果報告書について ・ワークショップ・ヒアリング等について
9月18日	<ul style="list-style-type: none"> ■小学生ワークショップ (対象：相楽東部広域連立南山城小学校6年生)
9月18日	<ul style="list-style-type: none"> ■南山城村茶業青年団ヒアリング
9月22日	<ul style="list-style-type: none"> ■道の駅出荷者協議会ワークショップ
10月	<ul style="list-style-type: none"> ■中学生アンケート (対象：相楽東部広域連立笠置中学校3年生)
10月9日	<ul style="list-style-type: none"> ■移住者ワークショップ
令和8年 2月12日	<ul style="list-style-type: none"> ■第2回 南山城村むらづくりビジョン策定協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・「南山城村むらづくりビジョン」基礎調査について（報告） ・「南山城村むらづくりビジョン」の基本構想（案）、基本計画（案）について ・「南山城村むらづくりビジョン」の総合戦略（案）について
2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ■第1回南山城村総合戦略有識者会議 <ul style="list-style-type: none"> ・重点戦略（第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略素案）について
2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ■南山城村むらづくりビジョン策定 第2回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・「南山城村むらづくりビジョン」基礎調査について（報告） ・「南山城村むらづくりビジョン」の基本構想（案）、基本計画（案）について ・「南山城村むらづくりビジョン」の総合戦略（案）について
3月	パブリックコメント
3月23日	<ul style="list-style-type: none"> ■第3回 南山城村むらづくりビジョン策定協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・「南山城村むらづくりビジョン」の基本構想（最終案）、基本計画（最終案）について ・「南山城村むらづくりビジョン」の総合戦略（最終案）について ・パブリックコメント（住民意見募集）について
3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ■第2回南山城村総合戦略有識者会議 <ul style="list-style-type: none"> ・重点戦略（第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略最終案）について
3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ■南山城村むらづくりビジョン策定 第3回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・「南山城村むらづくりビジョン」の基本構想（最終案）、基本計画（最終案）について ・「南山城村むらづくりビジョン」の総合戦略（最終案）について ・パブリックコメント（住民意見募集）について

10 用語集

あ行	
ICT	ICT は、Information and Communication Technology の略で、情報や通信に関連する科学技術の総称。
空き家バンク	空き家の有効活用を目的として、空き家の賃貸・売却を希望する人が登録した情報を空き家の利活用を希望する人に紹介し、マッチングを図る制度。
アンテナショップ	地元の特産品等を紹介・販売する店舗のことで、地域の情報を広く発信するとともに、消費者の反応や流行について探ることを目的としたもの。
伊賀・山城南・東大和定住自立圏	三重県伊賀市が中心市を宣言し、笠置町、南山城村、奈良県山添村が連携自治体として加わり形成された定住自立圏。令和 6（2024）年には三重県名張市と定住自立圏形成協定を提携し、2市1町2村となった。「伊賀城和定住自立圏」ともいう。
EU	欧州域内の経済的統合を目指して発展してきた欧州共同体（European Community：EC）を基礎にして、平成 5（1993）年に創立された欧州諸国の連合体。加盟国間で経済・政治・外交といった幅広い分野で協力を進めている。
インバウンド	外国人が訪れてくる旅行（訪日旅行）や旅行者のこと。
AI	Artificial Intelligence の略で、人工知能ともいう。コンピューターが人間の考えや脳の働きを模倣し、自動的に学習や問題解決を行う技術。
SNS	Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流・情報共有できる Web サイトの会員制サービス。
温室効果ガス	大気（空気）を構成する成分のうち、太陽熱を地球に封じ込め、地表を温める働き（温室効果）をもつもの。二酸化炭素等。
オンライン化	これまで窓口等で行われていた業務、手続き、サービスや紙媒体で管理していた情報を、インターネット等の通信ネットワークを通じて利用できるようにすること。
か行	
ガイドライン	目標に向けての大きな流れや方向性、政策や施策における指針や方針のこと。
書かない・行かない窓口	自治体窓口における手続き等に関して、デジタル等を活用し利便性の向上を図る手法の 1 つ。書かない窓口は、マイナンバーカード等の情報を活用して手続きの際の記入作業の軽減を図る手法で、行かない窓口は、SNS やアプリを活用して、役場等の窓口へ行かなくても手続きをできるようにする手法。
隠れ教育費	子どもの教育・学校生活において、保護者が直接負担しなければならない見えにくい費用のこと。制服代や学用品等が当たる。
関係人口	「定住人口」や「交流人口」ではなく、特定の地域（自治体）と継続的かつ多様に関わる人々のこと。ふるさと納税者等。
GIGA スクール（ギガスクール）構想	1 人 1 台の端末を配布する等の学校 ICT 環境を整備・活用することで、教育の質を向上させ、全ての子どもたちの可能性を引き出す学びを実現することを目的とした取り組み。
機能別消防団員	能力や個人の事情に応じて、特定の活動にのみに特化して参加する消防団員のこと。

● 策定にあたって

● 基本構想

● 基本計画

資料編

クラウドファンディング	インターネットを通じて広く支援金を集めること。主に多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組みを指す。
KPI	Key Performance Indicator の略で、重要業績評価指標ともいわれる。目標を達成するための施策・取り組みの進捗や状況を定量的に測るための指標のこと。
健康寿命	WHO（世界保健機関）が提唱した指標で、平均寿命のうち、衰弱・病気・認知症等による介護期間を差し引き、健康で活動的に暮らせる期間のこと。
交流人口	観光、ビジネス、買物、イベント等で、ある地域（自治体）を訪れる人々のこと。
国保特定健診	生活習慣病の予防と早期発見を目的として、40～74歳までの国民健康保険加入者を対象として行う健康診査。
国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省に所属する国立の研究機関。人口や世帯の動向を捉えるとともに、国内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。
こどもまんなか社会	全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。本村では「こどもまんなかまちづくり」として、子どもや子育て当事者の目線に立ち、子どものための近隣地域の生活空間を形成することを進めている。
コミュニティ・スクール	学校運営協議会を設置している学校のこと。地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるため、保護者や地域住民が学校運営に参加できるようにする仕組み。
コワーケーション	コワーキング（オフィスや会議室等のスペースや設備を多様な職種の人で共有しながら働く共創型の働き方）とワーケーション（旅行先で仕事をしながら余暇を楽しむ働き方）を組み合わせた言葉。旅行しながら出先で仕事する働き方のこと。
コンシェルジュ	世話役や案内人を意味する言葉で、施設やサービスに関する要望や相談に対応し、各種手配やサポートを行う役割をもつ人のこと。
さ行	
ジェンダーギャップ	男女の違い（性差）により生じる様々な格差・不平等のこと。
自治体 DX	行政手続のデジタル化や行政内部のデータ連携等を通じて、住民の利便性向上と業務効率化を図るもの。
シビックプライド	住民が自治体や地域に対して持つ「誇り」や「愛着」を示す言葉。
社会増減数	住民の転入数（社会増）と転出数（社会減）の差を表す数のこと。
住民幸福度	地域住民が感じる幸福感や生活の質を測定する指標のこと。
循環型社会	天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減された社会のこと。
少子高齢化	出生率の低下や平均寿命の向上により、年少人口（0～14歳人口）割合が減少し、老年人口（65歳以上）割合が増加する現象。
消滅可能性自治体	社人研が行った人口推計において、令和2（2020）年からの30年間で、20～39歳の若年女性人口が50%以上減少すると推計される自治体のこと。
人口戦略会議	人口減少対策に対応・提言するために発足した民間の任意団体。
推計人口	これまでの人口動向（出生や転出・転入）等を踏まえ、今後の人口動向について予測・推計した将来の人口のこと。

趨勢人口	これまでの人口動向（出生や転出・転入）が、今後も継続すると仮定した場合に予測・推計される将来の人口のこと。
生産年齢人口	15～64歳までの人口。生産活動・経済活動の中核を担う世代。
相楽広域行政組合	相楽圏域内の各市町村行政や圏域の広域的課題の解決を図るため、木津川市と相楽郡の笠置町、和束町、精華町、南山城村の1市3町1村で構成された一部事務組合。
相楽東部広域連合	相楽東部地域の広域的な業務連携を推進するため、笠置町、和束町、南山城村の2町1村で構成された広域連合。
た行	
脱炭素社会	二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量をゼロに近づけることを目指す社会のこと。
男女共同参画社会	仕事、家庭、地域生活等、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現することができる社会。
地域おこし協力隊	人口減少や高齢化等の顕著な地方において、都市住民等地域外の人材を受け入れ、活動を通じた定住・定着を図ることで、地域力の維持・強化を目指す制度。
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地方創生	加速度的に進む人口減少・超高齢化に対し、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした政策。
地方分権	国が持つ権限や財源を都道府県や自治体に移して、地方自治体が地域のために自主的に決定・運営を行えるようにする仕組みや制度のこと。
DV	Domestic Violence の略で、一般的には、夫婦や恋人等親密な関係にある、またはあった男女間において、男性から女性への暴力という意味で使われる。単に殴る、蹴る等の身体的暴力だけでなく、威嚇や無視、行動の制限等の心理的な苦痛を与えることの精神的暴力、望まない性的な行為の強要等の性的暴力、生活費を渡さない等の経済的に圧迫する行為も含まれる。
デジタルインフラ	インターネットやクラウド、データセンター等のデジタル社会を支えるための基盤のこと。
な行	
南海トラフ地震	静岡県の駿河湾から日向灘までのびる南海トラフと呼ばれる区域で、概ね100年～150年間で繰り返し発生してきたマグニチュード8～9クラスの地震。
認定こども園	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備えた施設のこと。
農泊	農山漁村に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のこと。
は行	
バイオマス	生物資源（bio）と量（mass）を組み合わせた言葉で、動植物に由来する有機性資源のこと。化石資源は除く。
パブリックコメント	行政機関が計画や規則等の制定や改廃をするとき、原案を公表し、国民の意見を募集すること。

福祉避難所	災害発生時に高齢者・障がいのある人等、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする方を受け入れる避難施設。
プラットフォーム	地域の住民、企業、専門職、教育機関、行政、諸団体等による連携・協議体を指す。
ポータルサイト	インターネットに接続した際に、最初に表示される・アクセスされることを目的に作られた入口となるウェブサイトのこと。
ポピュレーションアプローチ	個人ではなく、集団に対して健康に関するリスク要因・因子の低下を図る方法。
や行	
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等により構成される協議会のこと。
ら行	
リージョン	地域や地帯を示す言葉。ここでは都道府県の枠を超えた広域的な単位を指す。
わ行	
ワークショップ	意見聴取・アイデア共創の手法の1つで、参加者が主体的に関わり、対話、作業を通じて意見を出し合いまとめ上げる場。

南山城村 むらづくりビジョン

令和8（2026）年3月発行

〒619-1411 京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字久保14番地1
南山城村 企画政策課

TEL 0743-93-0107（直通） FAX 0743-93-0444

URL <https://www.vill.minamiyamashiro.lg.jp>

誇れる魅力
絆を育む
持続可能なむら
みなみやましろ



南山城村